

10/23
五族



事業主非協力でも支給

休業支援金 厚労省が基準策定へ

宮本議員と 労組に回答

休業手当が支払われない

いなど申請に協力しない場合でも、労働局の判断で支給決定する判断基準を作成し、支給を進めていく考えを明らかにしました。

▼関連⑤面

中小企業の労働者が申請できる「コロナ休業支援金」の支給がすすまない問題で厚生労働省は22日、事業主連、日本共産党の草木徹衆院議員の要請に答えました。厚生労働省(右端に要請書を手渡す(右2人目から)首都圏青年ユニオンの原田仁希委員長、江東区労連の松井優希事務局次長と日本共産党の宮本徹衆院議員=22日、衆院第一議員会館)

いなど申請に協力しない場合、「勤務シフトを作成していないだけだ」「商業施設の閉鎖で休業は指示していない」などと申請に協力しないことが大きな原因です。

判断基準策定により迅速な支給が大きく前進します。

同支援金をめぐら東京労働局が、事業主と連絡が取れないと認めた場合は不支給とする

すべきではない」と事業上すべきではない」と事業上
撤回しました。
宮本氏は、「コロナで困っている人は全員救うべきだ」と強調しました。厚労省は判断基準として、「日々雇用やシフト、商業施設閉鎖など、労働者が責務を負わぬ事業主の休業指示に鑑を検討する」答えました。

あげました。

すでに不支給とされたケースでも判断基準で救済措

2ヶ月待ち不支給 会社が協力しない

休業支援金

首都圏青年ユニオン、江東区労連、東京地評、全労連と日本共産党の宮本徹衆院議員は22日、休業手当が支払われていない中小企業の労働者が申請できる「口ロナ休業支援金」の支給決定をすすめるよう厚労省要請を行いました。

交通警備をしている60代の男性は、8月に申請し待たされたあけく、東京労働局から、事業主への調査1カ月で回答がないか連絡が取れない場合は「不支給」との通知を受けました。男性は、「(上からの)通達だと言われた」と訴えました。

宮本氏は「事業主が回答しなければ不支給」ということ自体が不適切だ削除すべきだと強調。厚労省の担当者は「1ヵ月たら自動的に不支給

中小企業の労働者 実態切々と



厚労省が改善約束

厚労省の担当者(右側)に要請する労働組合の人たちと日本共产党の宮本徹衆院議員(左側前列奥)=22日、衆院第一議員会館

シフトを組んでいないので、会社の休業指示ではないといって、申請に協力しない」と訴えました。

厚労省は「商業施設閉鎖やシフトは労働者の責任ではない」と指摘。事業主が認めなっても支給決定できる判断基準に取り入れる考えを示しました。不支給決定が出た場合も新基準での救済措置を検討すると答えました。

また、事業主が「仕事のあるときだけ雇用している」などと「日雇い」扱いにして休業を否定する場合があります。厚労省は「雇用関係があるまいなケースでも、支給できる事例を積み重ねて運用面でできるいふをしたい」と答えました。

という指示をしていない」と
事実上撤回しました。

飲食店で働く20代の女性2人は「2ヶ月休業したのに、会社は、緊急事態宣言による商業施設の閉鎖が原因で勤務